

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

環境にやさしいまちづくり計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県浅口郡里庄町

## 3 地域再生計画の区域

岡山県浅口郡里庄町の全域

## 4 地域再生計画の目標

里庄町は、岡山県の西南部に位置し、東西・南北共に約 5 キロメートル、面積 12.23 平方キロメートルを有し、東は浅口市、西は笠岡市に隣接しており、平成 21 年 12 月現在における人口は、11,043 人である。

本町は、北西に虚空蔵山、南に毛野無羅山を中心とする緑豊かな山々を有し、これらの山々に挟まれた田園地帯が広がる農林業を中心とする純農地帯であったが、交通条件に恵まれたことから、工作機械、食品製造、電子部品、製菓等の企業が相次いで進出するなど工業化が進み発展している。また、水島工業地帯と備後工特地区との中間に位置するため、それらに立地する企業への従業員の居住地として年々宅地化が進み、ベッドタウン的な性格を強めている。

近年、生活様式の変化や産業活動の進展に伴い、森林や田園環境の保全・育成をはじめとして、快適で景観的にも優れた住宅地の形成、ごみの減量化やリサイクルなどを通じて、豊かな環境の保全に今後さらに取り組む必要がある。

このため、本町では、住民等との協働による環境保全活動の推進など総合的な環境対策を促進し、環境に優しい持続可能な地域社会の形成を目指している。そのなかでも、特に、河川やため池の水辺空間や緑あふれる田園空間等の地域環境を、町民共通の財産として将来にわたり保全・活用していくためにも、快適な生活環境と河川等の水質の浄化を図る公共下水道等の整備を推進することを重点施策としている。

環境にやさしい循環型社会の形成を目指し、「ふるさと里庄」の豊かな環境を育むまちづくりの再生を図る。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率を 59.1%から 78.7%に向上)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

住民の環境への関心が一層高まる中、快適な生活空間を創造するために、特に公共下水道への期待はますます膨らんでおり、生活環境においても環境保全と住環境の快適性が求められている。

里庄処理区は、隣接する笠岡市との広域化・共同化により事業を進め、平成 16 年 10 月より一部供用開始し、全体計画 490ha のうち 312ha の事業変更認可を得て、現在約4割の整備が完了している。下水道普及率は平成 20 年度末において 36.2%となっており、他自治体と比較すると依然として低い状況であるため、今後も里見・新庄地区の管渠整備を行い処理区域の拡大を推進する。

また、汚水処理人口の普及率向上を目標に、合併処理浄化槽設置整備事業との連携を図り、効率的かつ計画的な汚水処理施設の整備を一層促進していく。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも里庄町

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道 公共下水道事業で整備した区域以外の下水道計画区域
- ・浄化槽 公共下水道事業認可区域以外の区域

[事業期間]

- ・公共下水道 平成 22 年度～26 年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成 22 年度～26 年度

[整備量]

- ・公共下水道 交付金対象事業  
管渠  $\phi 150 \sim 350$  L = 17, 400m  
単独事業  
管渠  $\phi 75 \sim 150$  L = 4, 200m

- ・浄化槽（個人設置型） 175 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 1,980 人、浄化槽 700 人

[事業費]

- ・公共下水道 事業費 1,800,000 千円  
(うち、交付金 900,000 千円)  
単独事業費 289,000 千円
- ・浄化槽（個人設置型） 事業費 69,690 千円  
(うち、交付金 23,230 千円)
- ・合計 事業費 1,869,690 千円  
(うち、交付金 923,230 千円)  
単独事業費 289,000 千円

### 5-3 その他の事業

「町内一斉クリーン作戦」と称し、住民協働による環境保全活動推進のため、地域の美化活動として町内の一斉清掃を引き続き行う。また、「花いっぱい運動」を実施し、地元住民やボランティアの協力を得ながら緑化活動を行うことにより環境保全への意識の高揚に努める。

## 6 計画期間

平成 22 年度～26 年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

## 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし